

令和4年11月18日

一般社団法人免研アソシエイツ協会に対する食品表示法に基づく指示について

消費者庁は、令和4年11月18日、一般社団法人免研^{めんけん}アソシエイツ協会（以下「免研アソシエイツ協会」といいます。）に対し、同法人を表示責任者として販売する食品（商品名「免研^{めんけんとうさ}糖鎖エキスパレミアムLD」ほか5商品）について、食品表示法第4条第1項に規定する食品表示基準（以下「基準」といいます。）に違反する表示を行っていたことから、同法第6条第1項の規定に基づく指示を行いました。

1 指示を行った食品関連事業者の概要

名 称 一般社団法人免研アソシエイツ協会（法人番号 9120005020849）
所 在 地 大阪府中央区内本町2-3-8-811
代 表 者 代表理事 山本 英夫
設 立 年 月 平成31年4月

2 指示の概要

(1) 対象商品

免研アソシエイツ協会を販売者として販売する別表「商品名」欄記載の各商品

(2) 対象表示

ア 表示媒体

容器包装

イ 販売期間及び販売数量

別表「販売期間」欄及び「販売数量」欄記載の期間及び数量

ウ 表示内容

別表「不適正表示の内容」欄記載の表示

(3) 法令の適用

別表「法令の適用」欄記載の規定に違反

(4) 指示の内容等

ア 販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販

- 売すること。
- イ 販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の欠如並びに表示内容の確認及びその管理体制の不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- ウ イの結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、法人内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- エ 役職員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- オ アからエまでに基づいて講じた措置について、令和4年12月19日までに文書をもって消費者庁長官に報告すること。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話：03（3507）9144

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

商品名	不適正表示の内容	法令の適用	販売期間	販売数量	備考
免研糖鎖エキスプレミアムLD 栄養機能食品(ビオチン) 箱入り 内容量「10ml×5本」	・栄養成分の量及び熱量の表示において、ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、「食塩相当量」を「ナトリウム(食塩相当量)」等に代えて表示すべきところ、「ナトリウム2.1mg」と表示していた。 ・栄養機能食品(ビオチン)であるにもかかわらず、「細胞のアンテナ「糖鎖」の働きを正常化する」及び「糖鎖の力で細胞からきれいになる、元気になる。」と、食品表示基準別表第11に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語を表示していた。	食品表示基準 ・第7条(任意表示)の「ナトリウムの量(ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。)」の項の規定 ・第9条(表示禁止事項)第1項第9号の規定	平成31年4月15日から令和4年3月31日までの間	1,109個	
免研糖鎖機能性食品G 栄養機能食品(ビオチン) 箱入り 内容量「2g×36包(72g)」	・栄養機能食品(ビオチン)であるにもかかわらず、「脳機能を元氣 ホスファチジルセリン(PS)配合 脳細胞に多く存在」と、食品表示基準別表第11に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語を表示していた。 ・機能性表示食品以外の食品であるにもかかわらず、「商品名:免研糖鎖機能性食品G」、「免研®糖鎖機能性食品G」及び「医療機関向け機能性食品」と、機能性表示食品と紛らわしい用語を表示していた。	食品表示基準 ・第9条(表示禁止事項)第1項第9号及び第10号の規定		838個	
免研糖鎖機能性食品G 栄養機能食品(ビオチン) 箱入り 内容量「2g×72包(144g)」	・栄養機能食品(ビオチン)であるにもかかわらず、「脳機能を元氣 ホスファチジルセリン(PS)配合 物忘れ・耳鳴り・めまい」と、食品表示基準別表第11に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語を表示していた。 ・機能性表示食品以外の食品であるにもかかわらず、「商品名:免研糖鎖機能性食品G」、「免研®糖鎖機能性食品G」及び「医療機関向け機能性食品」と、機能性表示食品と紛らわしい用語を表示していた。			1,895個	
免研・糖鎖グミゼリー (ピーチ味) 栄養機能食品(ビオチン) ボトル入り 内容量「162g(4.5g×36包入り)」	・栄養成分の量及び熱量の表示において、たんぱく質の量にあっては当該栄養成分である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示をすべきところ、「たんぱく質0.1g未満」と表示していたほか、ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、「食塩相当量」を「ナトリウム(食塩相当量)」等に代えて表示すべきところ、「ナトリウム82.2mg」と表示していた。 ・栄養機能食品(ビオチン)であるにもかかわらず、「糖鎖」の力で細胞からきれいに、元気に！」と、食品表示基準別表第11に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語を表示していた。 ・機能性表示食品以外の食品であるにもかかわらず、「名称/糖鎖機能性食品」と、機能性表示食品と紛らわしい用語を表示していた。	食品表示基準 ・第7条(任意表示)の「ナトリウムの量(ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。)」の項の規定 ・第9条(表示禁止事項)第1項第9号及び第10号の規定		1,443個	「免研・糖鎖グミゼリー(ピーチ味)」と「免研・糖鎖グミゼリー」及び「免研 ツバメの巣グミ」は、容器包装のデザインが異なる同一製品である。
免研・糖鎖グミゼリー ボトル入り 内容量「162g(4.5g×36包入り)」	・栄養成分の量及び熱量の表示において、たんぱく質の量にあっては当該栄養成分である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示をすべきところ、「たんぱく質0.1g未満」と表示していたほか、ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、「食塩相当量」を「ナトリウム(食塩相当量)」等に代えて表示すべきところ、「ナトリウム82.2mg」と表示していた。 ・機能性表示食品以外の食品であるにもかかわらず、名称を「糖鎖機能性食品」と、機能性表示食品と紛らわしい用語を表示していた。	食品表示基準 ・第7条(任意表示)の「ナトリウムの量(ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。)」の項の規定 ・第9条(表示禁止事項)第1項第10号の規定に違反			
免研 ツバメの巣グミ 袋入り 内容量「4.5g×36包(162g)」	・栄養成分の量及び熱量の表示において、たんぱく質の量にあっては当該栄養成分である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示をすべきところ、「たんぱく質0.1g未満」と表示していたほか、ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、「食塩相当量」を「ナトリウム(食塩相当量)」等に代えて表示すべきところ、「ナトリウム82.2mg」と表示していた。 ・機能性表示食品以外の食品であるにもかかわらず、名称を「糖鎖機能性食品」と、機能性表示食品と紛らわしい用語を表示していた。				

(参考)

○食品表示法（抜粋）

(平成二十五年法律第七十号)

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 (略)

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 (略)

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

○食品表示基準（抜粋）

(平成二十七年内閣府令第十号)

(任意表示)

第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項にあっては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する

場合を除く。)が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

(略)	(略)
ナトリウムの量 (ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。)	ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量(ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。)の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。
(略)	(略)

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～八 (略)

九 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ (略)

十 保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。)以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

十一～十三 (略)

2 (略)